

上野住民自治地区連合会について

1. 伊賀市自治基本条例について

伊賀市自治基本条例（平成16年12月24日条例第293号）

伊賀市は平成 16 年 11 月に、6市町村の合併により誕生しましたが、合併以前から市民の方を中心に、伊賀市独自の自治の実現に向けた検討が行われ、平成 14 年に新市将来構想、平成 15 年に新市建設計画が策定されました。

これらの計画等に盛り込まれた自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、平成 16 年6月より伊賀市自治基本条例が検討され、合併直後の同年 12 月市議会定例会にて可決、12月24日に公布・施行されました。

伊賀市自治基本条例は、まちづくりの基本方針やそれを実現するための自治のしくみなどを条例として定めているもので、市の最高規範として位置づけられています。

2. 上野住民自治地区連合会について

伊賀市自治基本条例（第33条～第35条）

第4章 住民自治の仕組み — 第4節 住民自治地区連合会

◎住民自治地区連合会の設置

- 各支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会及び地域振興委員会が設置される場合は、その代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置します。（第33条）

◎住民自治地区連合会の所掌事務

- 市長の諮問に応じ、次の事項に関して調査審議し、市長に答申します。
 - 新市建設計画の変更に関する事項
 - 市の総合計画の策定及び変更に関する事項
 - その他市長が必要と認める事項（第34条）
- 市長の諮問に関連する事項のほか、当該地区において行われる住民に身近な市の事務について、市長に提案することが出来ます。（第34条）

◎住民自治地区連合会の委員の任命等

- 連合会委員は、当該地区の住民自治協議会又は地域振興委員会の委員の中から市長が任命することとしています。委員の定数や任期等詳細については、住民自治地区連合会の設置に関する規則に定めています。（第35条）

◎住民自治地区連合会の設置に関する規則（第5条）

- 連合会に連合会長及び副会長を置き、互選により選出します（第1、2項）
- 連合会長及び副会長の任期は、委員の任期によります（第5項）